

中国知財関連ニュース

このニュースは、1100 余名の弁護士、弁理士及びパラリーガルを擁し、中国最大規模の総合法律事務所である金杜法律事務所によって編集された、日本の知財関係者にとって有用となる知財関連情報を月1回提供するものです。

**KING & WOOD
MALLESONS**
金杜法律事務所

北京市朝阳区东三环中路1号
环球金融中心东塔20层 邮编100020

20th Floor, East Tower, World Financial Center
No.1 Dongsanhuan Zhonglu, Chaoyang District
Beijing, 100020, China

T +86 10 5878 5588

F +86 10 5878 5544

patent@cn.kwm.com

www.kwm.com

金杜法律事務所
特許部

1. 「中国知的財産権指数報告 2013」 発佈、北京 5 年連続で 1 位

2013 年 7 月 22 日午後、「中国知的財産権指数報告 2013」が発佈され、全国 31 の省、市（台湾、香港、マカオを除く）の知的財産権における総合実力ランキングが発佈され、トップ 10 が順に北京、江蘇、上海、広東、浙江、山東、天津、福建、遼寧、重慶となった。

また、同報告において、近年、中国の著名商標の多くが海外において先駆け登録される事件が多発していることが指摘された。例えば、食品分野の「老干妈」、「恰恰」はドイツにて、「桂发祥十八街」（中国お菓子の著名商標）はカナダにて、「狗不理」は日本にて、「今麦郎」、「三枪」等は香港にて、「五糧液」は韓国とカナダにて、「同仁堂」は日本にて、それぞれ悪意をもって意図的に先駆け登録された。

2. 中国東莞市、LED パテントプールの成立

2013 年 8 月 1 日報道より

このほど、複数の LED 企業は、パテントプールにて海外知的財産権リスクに対応するよう、東莞市において LED パテントプールを設立した。先日、利亜徳光電社が世界最大の超解像度 LED パネルテレビを発表し、それについての自主知的財産権を有すると表明した。

LED 産業が中国の戦略的な新興事業として、現在、生産過剰、技術刷新の欠如、パテント備蓄の不足等の課題に直面している。LED 分野の技術とパテント分布について、その半数以上を占める国際的な大手会社、例えば、日本の日亜化学、豊田合成、アメリカの Cree、ヨーロッパのフィリップス、オスラム社等は、素材や設備、パッケージから応用まで、産業リンケージの殆どをカバーした大量のパテントを有する。それに対して、中国の LED 分野の専利出願は、主に中流・下流に集中し、そのうち、中流のパッケージと下流の応用分野での出願が全体の 60%以上を占め、かつ、実用新案と意匠出願がメインであり、発明特許が占める割合は低い。国外大手の専利独占は、中国の LED 産業の発展の妨げとなっており、このような難局を打破するように LED 人材の育成に力を入れ、刷新能力を強める

ほかない。

3. 2013 年上半期、華為 (HUAWEI)、中興 (ZTE) が発明特許の査定数トップにランクイン

2013 年 8 月 14 日報道より

このほど、国家知識産権局が国内企業の発明特許査定数（2013 年上半期）のランキングを行い、華為技術有限公司（略称「華為」）は 898 件とリード的な地位を保ち、中興通信株式会社（略称「中興通信」）は 846 件と 2 位にランキングされた。両社は 2010 から交互に 1 位を占め、国内企業の発明特許査定数においてトップの地位を有する。華為は、この 10 年間で専利研究開発への投資額が 1300 億人民元に達し、中興通信は国内において率先して発明特許の資産経営を試み、中国通信会社による多国籍通信大手会社へのライセンスを開拓した。両社の発明特許の査定数は去年同期比でやや減少したが、発明特許の出願件数はそれぞれ 217 件、433 件と増加し、両社の十分な持続的発展能力が窺える。

2013 年上半期 国内企業の発明特許の査定数トップ 10

ランキング	会社名	査定数（単位：件）
1	華為技術有限公司	898
2	中興通信株式会社	846
3	中国石油化工株式会社	741
4	鴻富錦精密工業（深セン）有限公司	444
5	中国石油天然ガス株式会社	233
6	海洋王照明科技株式会社	205
7	中芯国際集成電路製造（上海）有限公司	196
8	台湾積体電路製造株式会社	195
9	友達光電株式会社	183
10	比亞迪（BYD）株式会社	178

4. 商標法改正、3 回目の審議入り

2013 年 8 月 26 日、商標法改正草案は 3 回目の審議を受けることとなった。

イ。「国歌」、「軍歌」は商標の登録対象から除外

商標法 2 回目の審議において、音は商標として登録可能であることが追加されたが、「国歌」、「軍歌」と同一もしくは類似するものは商標登録対象から除外された。また、商品の品質等の特徴や産地について誤解を生じさせやすいものは、商標として使用してはならないことが、3 回目の審議において明確化された。

ロ. 商標審査における基本的期限を延長予定

現状では、一方の当事者に関わる商標の審査案件は、9 ヶ月以内に審査を完了したのが 76%、当事者双方に関わる商標の審査案件は 12 ヶ月以内に審査を完了したのが 67%であり、多くの案件は、2 回目の審議に規定された基本期限である 6 ヶ月又は 9 ヶ月以内に完成できていない。そこで、3 回目の審議において、トータルの審査期限が変わらないことを前提に、商標審査の基本的な期限である 6 ヶ月、9 ヶ月をそれぞれ 9 ヶ月、12 ヶ月へと適切に調整すること、及び、特別な事情がある場合、認可を経た上での延長可能な期限をそれぞれ 6 ヶ月、9 ヶ月から 3 ヶ月、6 ヶ月に調整することが提案された。

ハ. 商標権侵害賠償金、上限 300 万人民元へ引き上げ

商標権侵害の更なる取り締まりにむけ、商標権侵害の法定賠償金の上限を 2 回目に審議された 200 万人民元から 300 万人民元へと引き上げることが提案された。

ニ. 商標代理事務所が法律に違反する場合、ブラックリストに登録

商標代理事務所が商標法の関連規定に違反する場合、法的な責任を追及するほか、工商部門により信用記録に記載されることが提案された。

5. 訴訟事件紹介

2013 年 7 月 23 日報道より

先日、中国 LED ディスプレイパネル侵害事件の第 1 号と言われる訴訟事件について、広東省高級人民法院が上訴を却下し、一審判決を維持する最終判決を下した。

事件の背景

原告 東莞市興煌電子科技有限公司（略称「興煌科技」）

被告 福建国能光電科技有限公司（略称「国能光電」）、仏山市恒邦金属製品有限公司（略称「恒邦公司」）

興煌科技は東莞市長安鎮に位置し、アウトドア用 LED パネルを研究・製造し、製造、研究、販売を一体化したハイテク企業である。2010 年 5 月、LED ディスプレイユニットを装着可能な広告板の三角柱の発明特許と実用新案を出願し、2011 年 4 月に権利付与された。

2011 年 8 月より、興煌科技が仏山市恒邦金属製品有限公司に前記特許商品の製造を依頼するとともに、すべての関連技術書面を提供した。その後、興煌科技は、コア部材に関連する技術が自社の専利範囲内である LED 回転パネルという公告製品が、市場において宣伝・販売されていることを発見した。

興煌科技が調査した結果、当該三角柱製品は、福建の国能光電が仏山市の恒邦会社に依頼し製造された LED 回転パネル公告設備用アルミニウム合金三角柱であることがわかった。当該侵害行為が悪意によるものであると興煌科技が判断し、2011 年より立証を開始し、市販された侵害品を収集し、国能光電と恒邦会社が締結した生産依頼契約書や両社責任者の会話録音等の証拠を入手した。

経緯

2012 年 6 月 4 日、原告は被告を起訴

2012 年 8 月 29 日 仏山市中級人民法院が開廷審理

2012 年 11 月 20 日 仏山市中級人民法院、被告の国能光電と恒邦会社が LED 回転パネルの製造、使用、販売を直ちに停止し、侵害品の在庫を廃棄処分し、国能光電が興煌科技へ 13 万人民元の損害賠償を支払う旨を判決

その後、興煌科技と国能光電は、専利製品の保護範囲、責任負担方式、賠償金額について、仏山市中級人民法院の審決を不服とし、それぞれ広東省高級人民法院に上訴したが、一審判決を維持する旨を言い渡された。

これに対し、興煌科技は次のように表明した。「専利侵害の立証が困難な上、証拠の認定を受けるのも難しい。LED 分野においては侵害、模倣のコストが低く、技術開発に多くを投資し成功した企業が、実際の利益を得がたい。侵害者は、模倣品を用いて低価格にて市場を獲得する。このような環境は企業の技術開発力を育てがたい。」

情報筋によると、LED はすでに専利侵害の多発分野となりつつあるとされている。これは、訴訟コストと長い訴訟周期に原因があると見られる。

以上

2013 年 8 月 28 日（原稿受領）

事務所概要紹介

金杜法律事務所は、中国司法部から最も早く設立を認可されたパートナーシップ制法律事務所の一つとして1993年に設立された、中国法律業界においてリーダー的地位を占める総合法律事務所の一つです。当事務所は、「顧客第一」の理念のもと、誠心誠意、クライアントに良質なリーガル・サービスを提供しています。当事務所はチームワークを尊重し、事務所の一元的管理、内部の緊密な協力、そして相互のサポート体制を事務所業務発展における堅固な基礎としています。「卓越したリーガル・サービス」、「卓越した体制」、「卓越した人材」の追求—金杜は、一貫して「卓越」を追求してきました。金杜の弁護士、弁理士の多くが国内外の著名大学の法学部や理学部を修了しており、そのうちの多くは国際的に名高い法律事務所に勤務又は弁護士、弁理士としての執務経験を有します。金杜の高い業務能力は、全方位的なリーガル・サービスに具現化されています。近年、金杜はその傑出した業績により、国内外の法律業界において高い信望と評価を集めています。

当所の知的財産権グループは、2001年3月に設立され、現在、「特許部」、「商標部」、「IP訴訟及び法律業務部」を擁し、権利出願から権利行使までの知的財産業務を含む包括的なリーガル・サービスを提供しております。クライアントの皆様のご愛顧を受け、設立から現在に至り、特許・商標弁理士、特許技術者130数名、裁判官OB、有資格者を含む弁護士40数名を有するまでに成長して参りました。誠実な業務態度の徹底およびリーズナブルなコストパフォーマンスにより、技術・法律・言語が三位一体となった高品質な特許出願業務や無効審判、訴訟などを遂行しております。

当所の知財業務の特色は以下のとおりです：

- ・ 知財の発掘、出願、権利化、保護、活用などの知財業務全般における、高品質なワンストップサービスのご提供
- ・ 出願にとどまらず、訴訟案件の経験も多数有する出願担当の知財実務者による、豊富な実務経験に基づいた安定的で強い権利の取得
- ・ 涉外知財訴訟の取扱件数は中国各事務所でナンバー・ワン

東京オフィスの知財駐在員の連絡先

中国特許弁理士 馬 立栄

住所：東京都千代田区永田町一丁目11番28号 相互永田町ビル4階 〒100-0014

電話番号： +81 3 3508 5599（代表）

ファックス番号： +81 3 3501 5599

Eメール：malirong@cn.kwm.com